

議会制度小論

MASUJIMA, Ko / 増島, 宏

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

12

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

19

(発行年 / Year)

1966-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008984>

議會制度小論

増島 宏

一、民主主義の危機と議會

一九六五年末の臨時国会では、政府・与党は、「日韓基本条約」の批准を強行するために、衆議院特別委員会でも、本会議でも議事手続を無視して「強行採決」を行い、それを多数の名で「合法化」した。参議院でも同様の手段を駆使した。このような暴挙は戦後の議會では、教育二法案の審議、警職法審議の際の会期延長、「日米安保条約」の採決について行われたものであった。しかも今回の暴挙は、きわめて計画的に衆参両院の議事運営のルールを破って行われた点で最も悪質なものであった。ブルジョア民主主義の一切の形式をふみにじった、ファッショ的な暴挙といつても過言ではないのである。H・ケルゼンは、議會制度を論じたなかで、まず「多数決原理」と「多数支配」を区別した。そして、多数決原理は当然少数意見の尊重を含むに對して、多数支配は、それをふみにじるものとしたのである。この観点から、議事手続に適合した手段をとる技術的議事妨害は、多数と少数を妥協の方向に向わせる必要な手段と考えたのであった。⁽¹⁾自民党の暴挙は、このようなケルゼンの民主主義の形式論理からみても許容しえないものであった。

この国会内の行動は「日韓基本条約」の危険な性格をあらためて認識させるとともに議會制民主主義の危機を一層

強く感じさせるものであった。そこで、議會制度の根本にさかのぼって検討し、その役割と限界を明らかにすることが国会に対処する民主勢力の共通の課題となっているのである。

日本国憲法では「国会は国権の最高機関」とされているが、現在国会はこの規定にふさわしい地位をしめてはいない。たとえば、ベトナムを侵略する米軍は、日本を中継基地として、事実上自由に行動し、違憲の自衛隊は、アメリカの極東戦略の中にくみこまれていたが、国会はこの問題を十分に審議することができない。いぜんとして、軍事的機構は、国会の統制を離れているのである。そしてこの軍事同盟体制はアジアの平和をみだしているだけでなく日本の主権をおかし、日本人民を抑圧する役割も荷っているのである。

また、この日米両軍の侵略計画である「三矢作戦計画」の審議が明らかにした事実は、すでに国会は自衛隊をも、その統制下におきえなくなっているということである。このような国会に対して、さらに民主的基礎を破壊しようとする試みが一貫して行なわれている。その共通のプログラムは、憲法調査会に対する十七名の意見書に表現されている。その内容は、第一に「国会は国権の最高機関である」という条項は、ソ連憲法や人民民主主義諸国の憲法に多くみられるもので、権力分立と両立しないから削除すること。第二に、参議院制度を改革し、参議院議員を推せんか任命にすること。第三に、衆議院議員の任期を五年にし、非常事態には国会議員の任期を延長できるようにすること。第四に、内閣の権限を強化すること。第五に非常事態に対処する規定を設けること。これらはすべて、国会の権限を狭め、その民主的基礎を破壊しようとする意図から出されている。このように議會制度は、いま嵐の中になっっているが、さらに内部から議會制度を腐蝕する要因も多々ある。財界をはじめとする「圧力団体」の眼に余る横行、選挙における半公然たる買収など、また、戦後数回にわたる議場内への警官隊の導入、今回の「日韓国会」のように一切の

議事手続を無視した「強行採決」など……これらはすべて、現在の議會制度の姿をさらけだしているのである。

では、このような議會に対して、われわれはどう対処すべきなのか。この問題に入るまえに、まず議會制度の本質について検討しなければならない。

二、議會制度の本質

「議會」(Parliament)の語源は、parleyすなわちtalk(話す)であるといわれる。しかし、われわれが議會制度という場合、一般的に合議機關ないしは代表機關を指しているのではない。一般的な合議機關ないしは代表機關はあらゆる社會制度の中に存在してきた。よく近代議會の前身といわれる等族會議や三部会は十二〜三世紀頃からヨーロッパ各地で、さまざまな形態をもって發展した。これらは多くの場合各身分別の代議員によって構成され、国王の課税に対する賛否が主な権能であった。したがって、近代のブルジョア民主主義の一機關である議會制度とは本質的に異なるものをもっていたのである。それでは、近代の議會制度の本質は何か。美濃部達吉氏は次のようにのべている。

一言を以て之を謂へば、議會制度とは全國民(但し植民地を含まず……)の代表者としての合議體を設置し國の政治の基礎たるべきもの殊に立法は、此の合議體の議決を経て行はるべきものとする國の統治組織に付いての制度であるといふことが出来る。

其要点たるべきものは、二を挙げることが出来る。一は議會は全國民を代表するものでなければならぬといふことであり、他の一は、これは國の政治の中心力を為すものであり、少なくとも國の立法が其の議決を経て行なはるるものでなければならぬことである。⁽²⁾

この定義は、直接に帝國議會を論じたものではなく、議會制度一般を論じたものであるが、帝國議會と、當時の軍國主義勢力の圧力を念頭におきながら慎重に書かれている。ここでは、議會制度の本質を主として國民代表の機關、および立法機關においているのである。勿論「國民代表」という場合、戦前のような天皇主権ではなくて、國民主権であることが前提となるべきものであり、この点が最も重大な点である。美濃部氏はこの点を、「少くとも國の立法が其の議決を経て行なわれる」というようにあいまいにしている。しかし、この主権問題は、大正デモクラシー期の吉野作造の所論をはじめとして、戦前の民主主義論者の最も弱い点であった。現在の憲法ではこの点はかなり明瞭である。国会は、主権者たる國民によって直接に選任された国会議員によって構成される、國民を直接に代表する國家機關、すなわち、「國權の最高機關」となっている。また国会は「唯一の立法機關」として規定されているのである。また責任内閣制の建前をとっている現行憲法では、内閣は国会に対して責任を負い、その信任を失えばその職にとどまることができない。このように、現在の憲法はいぜんとして君主制を存続させてはいるが、国会の地位はかなり民主的に規定されているわけである。しかし、この国会を考へる場合、次のような二つの点を考慮しなければならぬ。第一には、この基本法と現実とのくいちがいである。レーニンは次のようにのべている。

憲法の本質は、國家の基本法一般と、代議機關の選舉權、その權限、その他に關係のある諸法律とが階級闘争における現実の勢力關係をあらわしている点にある。法律と現実とがくいちがっているときには、憲法は擬制であり、法律と現実とが一致しているときには憲法は擬制ではない。³⁾

このレーニンの言葉をかりれば、国会を「國權の最高機關」と規定した憲法は擬制であるといわなければならない。第二には、憲法を擬制たらしめている現実に眼を向けなければならない。すなわち、全支配体制の中でしめる國

会の地位を問題にしなければならない。なぜなら、国会もまた支配層が人民を支配する道具の一つだからである。では、議会制度の本質はどこにあるのか。レーニンは次のようにのべている。

支配階級のどの成員が、議会で、人民を抑圧し、ふみにじるかを数年に一度きめること、——議会主義的立憲君主制ばかりでなく、もつとも民主的な共和制の場合にもブルジョア議会制度の本質はまさにここにある。⁽⁴⁾

レーニンは、何よりもまず、議会を「国家の一制度」として、具体的に考察した。そして、どの議会主義国をとってみても、「真の『国家活動』は舞台裏で行なわれ、各省や官房や参謀本部が遂行している」⁽⁵⁾事実を問題にしたのである。しかし、レーニンは決して代議制度そのものを否定したわけではない。それどころか、「代議制度なしには、民主主義はもちろんプロレタリア民主主義もまた考えることはできない」⁽⁶⁾とし、民主主義には、何等かの型態の代議機関は不可欠のものであると考えた。そして、「金しだいの腐敗した議会制度」「立法活動と執行活動との分業としての、議員に特権的地位を保証するものとしての議会制度」を、同時に執行府でもあり立法府でもある行動的団体である「コンミュン」におきかえることを考えたのである。

このように、議会制度をみる場合、代議機関一般として考えるのではなくて、全支配体制の中の一機関としての議会を具体的に考察することが必要である。とくに軍事的官僚的機構との関係を重視しなければならない。「ブルジョア議会制度の歴史的な限界と制限性とをわすれ」、それを絶対化すれば必然的にその支配体制の一翼をになうことになるのである。

三、議會に対する態度

では、議會に対してどのような態度をとるべきであるか。この点でもレーニンのとった立場はきわめて教訓的である。レーニンは議會に対する態度を決定する場合、前章でのべたような議會制度の本質を考えながら、同時に、現実の政治情勢と、その中における議會の實際の役割を出発点とした。たとえば、ロシアの第三國會を「ボール紙細工のオペレッタ國會」と名づけたエス・エル党を「極度の無思慮と革命的空文句のばか騒ぎの典型」と非難し、次のように第三國會の役割を明らかにした。

第一國會と第二國會は專制を革命ですこしばかりおどかしてやろうと思った自由主義的・ブルジョア・インテリゲンツィアの手の中ににぎられたボール紙細工の剣であった。第三國會は專制と反革命の手ににぎられた本物の剣である。この國會の意義は、それが人民のうちで政治的に未熟なすべての分子に、代議機關と國家權力を實際にもつこととの關係をしめす明瞭な教訓をあたえたことにある。代議機關は、もっとも「進歩的」なものであってもそれに代表された諸階級が實際の國家權力をにぎるまでは、ボール紙細工にとどまる運命にある。代議機關は、もっとも反動的なものであっても、それに代表された諸階級の手に實際の國家權力がにぎられているなら、ボール紙細工ではないであろう。⁽⁷⁾

このように、現実の議會の政治的地位を正しく考慮することがレーニンの出発点であった。また議會に対するポイコット、参加の戦術、議會内外の闘争の結合など、すべて当面の革命運動の諸課題を遂行する見地から慎重に考慮されたのである。レーニンのいうポイコット戦術とは、単に棄権などという消極的な戦術ではなく、革命の波を議會制度

のわく内にとどめようとする支配階級の政策をうちやぶり、非民主的な選挙をやめさせ、議會を開かせない積極的な戦術を意味した。また議會に参加することは、單に議席を増大させることだけをめざしたものではなくて、議會内外の闘争を結合させる道を探求することにあつた。このポリシエビキ党の対国会戦術を総括して、レーニンは次のようにのべている。

一九〇五年にポリシエビキが議會をボイコットしたことは、革命的プロレタリアートの非常に貴重な政治的經驗をひろめ、合法的な闘争形態と非合法的な闘争形態、議會内の闘争形態と議會外の闘争形態が結合されるばあいには、議會内の闘争形態を放棄するすべを知ることが、ときには有益であり欠くことのできないものでさえあることをしめした。だが、この經驗を別な条件、別な情勢へ盲目的模倣的に無批判に引きうつすことは、きわめて大きな誤りである。一九〇六年にポリシエビキが「国会」をボイコットしたのは、大きくなく、たやすく訂正できるものであつたが、とにかく一つの誤りであつた。一九〇七年、一九〇八年とその後の数年内のボイコットは、もつとも重大な訂正することが困難な誤りであつた。⁽⁸⁾

このように、レーニンはボイコット戦術が、情勢に應じては正しい戦術であることをのべながら、一九〇五年の革命の波が退潮にむかつた段階で、合法的な国会内闘争を否定し、ポリシエビキ国会議員の召還を主張したオトゾビスト（召還主義者）の誤りを鋭く指摘したのである。

このように、当面の諸情勢と革命勢力の任務、国会の現実的役割を見通しながら、レーニンは、議會に対する態度に関する二つの偏向と容赦なくたたかった。その第一の偏向はレーニンが「議會主義的クレチン病」と名づけたものであり、特に第二インタナショナルの末期、ドイツ社会民主党を中心としてかなり広汎に広まった。その代表者はカ

ウツキーであつた。

あらゆる国のカウツキー派はブルジョアジーに追従し、ブルジョア議會制度のまねをし、近代民主主義のブルジョアの性格については口をつぐみ、近代民主主義の拡大と、近代民主主義を徹底させることしか要求せずに話をするのをこのんでいるが、「われわれ」革命的マルクス主義者は、そういう話を人民にむかつてしたことはない。⁽⁹⁾

レーニンは議會制度の限界を正しく指摘しながら、一方「ブルジョア民主主義を拡大することを大衆のために要求するが、それは擲取者である諸君をたおすために大衆に革命の準備をさせる目的をもったものである」ことを指摘した。ここでは、ブルジョア民主主義の形式論理をもてあそび、諸条件を考慮せずひたすら議會を通ずる革命の平和的移行を説教する日和見主義の理論に鋭い攻撃を加えているのである。第二の偏向は議會闘争輕視の傾向であつた。これはすでにのべたように、一九〇五年ロシア第一革命後の情勢の中でボリシェビキの一部に拡大し、十月社会主義革命後ヨーロッパ諸国の共産党の一部に拡がった傾向であつた。レーニンは共産主義インターナショナル第二回大会で特に後者の偏向の克服に力を注いだ。イタリアの共産主義者を批判しながら、次のようにのべている。

議會は歴史的発展の産物であり、ブルジョア議會を解散できるほどつよくないかぎり、われわれは、この歴史的産物を実生活から抹殺することはできない。ブルジョア議會の議員となつてはじめて、一定の歴史的條件にもついて、ブルジョア社会と議會制度とにたいしてたたかうことができる。

君はブルジョアジーにだまされたほんとおくれた大衆に、どうやって議會の眞の性格をあらわして見せるのか？ 議會にはいらず、議會外にいて、どうやってしかじかの政党のしかじかの議会的な掛引や立場を暴露するのか？⁽¹¹⁾

レーニンは、選挙や議會内外の闘争によっておくれた大衆を政治生活の中にひきいれながら、議會をより所としたブ

ルシエアジの階級支配の本質を暴露し、大衆行動をよびかける演壇として積極的に議会を利用すべきことを主張したのである。

四、革命と議会

マルクスは「ルイ・ボナパルトのブリュメール一八日」のなかで一八四八年―一八五一年の革命を総括しているが、その中で次のような注目すべき考察を行った。

議会的共和制は、革命に反対して闘争するにあたって、弾圧措置をつよめるとともに政府権力的手段と集中化をつよめざるをえなかった。すべての変革は、この機構をうちくだくのではなく、それをいつそう完全なものにした。⁽¹²⁾レーニンはこの考察を基礎として、この時期にマルクスが「これまでの革命はみな国家機構をいつそう完全なものにしたが、いまや国家機構を粉碎し、うちくだかなければならない」という結論に到達したとみなしたのであった。そして、「この結論はマルクス主義の国家学説のなかで主要なものの根本的なものである」⁽¹³⁾とのべている。マルクスは一八七一年のパリ・コンミュニーンの後には、さらにこの立場を明確にした。

もし君が『私のブリュメール一八日』の最後の章を見るなら、そこで私が、フランス革命のつぎの試みは、もはやこれまでのように官僚的、軍事的機構の一つの手から他の手にうつすことではなくそれをうちくだくことである、と述べていることに気がつくであろう。そしてこれは大陸におけるあらゆる真の人民革命の前提条件である。⁽¹⁴⁾……この余りにも有名な一句は、パリ・コンミュニーンの総括として、きわめて重要な意義をもっているのである。マルクスはここで、第一には「労働者階級はできあいの国家機構をそのままが手にぎって、それを自分自身の目的につか

うことはできない」こと、第二には官僚的、軍事的機構の破壊を前提とする大陸における人民革命について語り、第三には官僚的、軍事的機構の發展してない非大陸諸国の場合は、その数少ない例外であることをのべたのである。レーニンは、一九一七年、第一次帝國主義戦争の時期には、マルクスのこの限定は全くなっていることをのべ、「国家機構全体の破壊」が革命の原則的立場であることを明らかにした。この見地からは、当然軍事的、官僚的機構だけではなくて、議會もまた破壊の対象になることは明らかである。では「議會制度の廃棄」とは何を意味するのか。

もちろん、議會制度からの活路は代議機關と選挙制の廃棄にあるのではなく、代議機關をおしゃべり小屋から「行動的」団体へ転化することにある。「コンミュニオンは議會ふうな団体ではなくて、同時に執行府でもあり、立法府でもある行動的団体」でなければならなかった。⁽¹⁷⁾

これがマルクス、レーニンの見地である。レーニンは、軍事的、官僚的機構を粉碎し、武装した労働者の国家權力によって支持される新しい国家官吏の組織をつくりだすとともに、「同時に執行府でもあり立法府でもある行動的な団体」ソビエットを強化することを考えた。十月革命前（一九一七年五月三日）の「ブラウダ」には「プロレタリア民兵について」というレーニンの注目すべき論文がのっている。これは「資本家から支払をうける労働者民兵制」の意義を強調したものであるが、その中で次のようにのべている。

大衆に民主主義を教えこむために、人民には共和制が必要である。民主主義型の代議制が必要であるだけでなく、下から大衆自身が国家統治全体をきずきあげ、生活の一步一步に積極的に参加し、統治のうえで積極的な役割をはたすことも、また必要である。旧抑圧機關である警察、官僚、常備軍を全人民の武装、ほんとうに全国的な民

兵に代えること——これこそ君主制の復活にたいして国を最高度に保障する唯一の道であり、社会主義を上から「導入」することによるのではなく、プロレタリアと半プロレタリアの膨大な大衆を奮起させ、国家統治の技倆と国家権力全体の処理とを会得させることによって、計画的に、しっかりと断固として社会主義をめざしてすすむ可能性をあたえる唯一の道である。⁽¹⁸⁾

このように、レーニンは「議会制度の廃棄は」終局的には古い軍事的官僚的機構に代って全人民的な民兵による公務の遂行を保証するような新しい民主主義型の代議制、すなわちソビエトによってなすとげられると考えたのである。もちろん、ソビエトは当時のロシアの具体的な事情の中からうみだされたプロレタリアート独裁の機関であった。そして、当時の情勢の中では、ソビエトの創設は原則的意義をもちうるものであった。しかしレーニンは過渡期の権力機関としてのソビエトを固定化して考えていたわけではない。周知のようにレーニンは「資本主義から共産主義への移行は、もちろん、きわめて多数の多種多様な政治形態をもたざるをえない」⁽¹⁹⁾ことをみとめていた。またブルジョアの国家機関の粉碎は、マルクス主義にとって原則的なものであるが、その粉碎の具体的な形態については多様なものがあることを考えていたようである。

マルクスとエンゲルスは、一八五二年から一八九一年にいたる四〇年間プロレタリアートは国家機構を粉碎しなければならぬとおしえてきた。ところがカウツキーは一八九九年には日和見主義者がマルクス主義をこの点で完全にうらぎったのに直面して、この機構を粉碎すべきかどうかという問題を、粉碎の具体的な諸形態の問題とすりかえ具体的な形態をまえて知ることとはできないという「議論の余地のない」⁽²⁰⁾（そして無益な）俗物的真理にかくれ家をもとめているのである!!

このようなレーニンの所論からすれば、旧国家機構粉碎の具体的形態はさまざまであり、その中で議會の役割もまた各国によって多様なことを予想していたと思われる。

五、現代国家と議會の役割

さて、以上のようなマルクスとレーニンの議會に対する見解は、今日の現代国家については、もはや妥当しないのであろうか。「平和的移行」と関連して、この問題は國際共產主義運動内部にも鋭い論争をよび起してきた。かつて、共產主義者と社会民主主義者を区別する標識の一つは、議會をつうじて革命の漸次的、平和的發展が可能であるかどうかという点にあった。現在の新しい情勢のもとで、ふたたびこの点がとわれているのである。この現代国家の性格については、詳しくは拙稿「マルクス主義國家理論の動向」⁽²¹⁾にゆずらなければならない。ここでは日本の一部の論者も、レーニン主義の修正ないしは再検討を唱えながら、実際にはマルクス・レーニン主義の諸原則を根本的に否定しようとしている点を指摘したいと思う。たとえば、杉田正夫は次のようにのべている。

レーニンのテーゼは、当時西欧では軍事的官僚的國家機關の成長にもかかわらず、大衆的民主主義もまた激しくこれに拮抗して成長しつつあったことを過小評価したと思う。⁽²²⁾

杉田はこの見地から、レーニン主義は「ツァーリロシアのような封建的な諸國や帝國主義戰爭の最中の西欧諸國にのみあてはまった」ものであり、現代國家では平和的移行が唯一の道であることを論証しようとしたのである。だから、ソ連共產黨第二〇回大会の「強力な軍事的、官僚的機關の存在する國では平和移行は不可能である」という「但し書き」は不必要であると論じている。このような杉田の所論は決して新しいものではなく、プロレタリアート独裁と

ソビエト制度に反対したあるゆる種類の社会民主主義者や反動的理論家がくりかえしたところであった。ところで、杉田の主張するようにレーニンは、独占の力と国家権力とを融合させた現代国家に対立する民主主義的大衆運動や革命運動の成長を「過少評価」したのであるか。レーニンの論文をほんの少しでも読むならば、レーニンが一貫して、大衆の民主主義を拡大する闘争を重視し、その中で、社会主義革命の準備をしなければならぬ点を力説していたことがわかるはずである。しかしレーニンは民主主義をブルジョア議会制のわく内にとどめる、「議会的クレチン病」にも強く反対した。なぜなら、軍事的、官僚的機構の肥大化した帝国主義国家では支配階級は、議会的方法からむきだしの暴力的方法にうつたえる可能性が常に存在しているからである。だから武装した労働者に守られた人民の真の代議機関をつくりだし「ブルジョア議会制度」を廃棄することなしには、真の民主主義を実現することができな
いと考えたのであった。杉田のように、現代の軍事的官僚的機関を過少評価し「大衆的民主主義の知的道徳的ヘゲモニーの強化」のみにたよって、社会主義への平和的移行をめざするような空想的な道はとらなかつたのである。杉田は、まずレーニン主義の戯画をえがき、その戯画と格闘することによって、レーニンをうちたおそうとしたのである。しかし結果は以上の通り、杉田が現代国家に対して全く警戒心を失い、その前にひざまずいている姿をさらけ出したにすぎない。

レーニンの見解を否定するもう一つの方法は、「国家の二重性論」である。この場合もレーニンは「国家の二重性」を否定し、ひたすら国家の強圧的側面を強調したものととして非難されている。日本の多くの論者は、この「二重性」を魔法の小箱のように珍重し、この中にあらゆる「国家論」のガラタをなげこんでいる。二重性を、「暴力とイデオロギー」にみたてるもの、「社会的機能と政治的機能」に分類してみせるものなどさまざまである。⁽²⁴⁾その中心

は國家の公約機能と階級的抑圧的機能との「二重性」の主張にあるようである。そして、レーニンは、國家の公約機能を見落していたというわけである。しかし、この議論ほど子供だましのものはない。エンゲルスは、國家死滅の問題に關連させて、「公的諸機能はその政治的性格を失って、社會の眞の利益を見まもる單純な管理機能にかわるであろう」ことをのべた。レーニンもこの主張をとりあげているが、これは、公的機能と政治的機能とを対立させて論じているのではない。階級社會では公的機能は政治的、すなわち階級的、抑圧的性格をもたざるをえないことを示しているものである。だからこそ、レーニンは、公的權力である國家の本質が階級支配にあることを、あらゆるイデオロギー的虚飾をとりさつて明らかにしたのであった。國家における「抑圧的機能と公的機能とを対立させ、公的機能を徐々に増大させることによって——これは主として議會の議席を増大することによってなしとげられる——社會主義への平和的移行、ないしは構造改革の論拠とするのは、あたかも支配的階級の社會政策を社會主義と主張するほどの誤りといわなければならない。

このようにみてくると、マルクスとレーニンの議會に対する見解は、今日の現代國家にも基本的には、妥当するものと考へなければならぬ。またファシズムがうちたおされた第二次世界大戰後には、独占資本はますます議會制度という支配方法を数多く採用するようになった。それは、軍事独裁をおおいかくすみせかけの議會から民主共和制的な議會にいたるまで、さまざまである。それは発達した資本主義國から從屬的諸國に至るまで普及している。

このように帝國主義と独占資本は汎汎に議會制度を普及する一方、その實質的な力を弱めるために、一貫してさまざまな制限をもうけている。議會の権限の縮少、行政権の優位の拡大、選挙法の改正などである。また人民の政治的無関心を増大させるための思想的、文化的攻勢も、しばしば併用されているのである。このように議會を形骸化し、

議会の民主主義的基礎を弱める一方、軍事的官僚的機構はますます拡大させた。レーニンがのべたように、

とくに帝国主義—銀行資本の時代 巨大独占体の時代 独占資本主義が国家独占資本主義へ成長転化する時代—は君主の国々でも、もっとも自由な共和制の国々でも、プロレタリアートにたいする弾圧の強化と関連して「国家機構」の異常な強化、国家機構の官僚的および軍事的機関の前代未聞の拡大をしめている。⁽²⁶⁾……………

しかし、帝国主義は資本主義の発展と住民大衆のあいだの民主主義的傾向の成長とおしとどめるものではなく、これらの民主主義的傾向とトラストの非民主主義的傾向との敵対性を激化させる。⁽²⁷⁾

この基本的特徴は第二次大戦後の今日もなおますます明瞭なものととして、すべてのひとの眼に映っているのである。この事実を否定して、現代国家を「ブルジョアジーとプロレタリアートの均衡の上にたつもの」⁽²⁸⁾と考えたり「資本の階級支配の体制としての民主主義と労働者階級を中心にした民衆の下からの民主主義の闘争との対立物の統一であり矛盾の合成物」⁽²⁹⁾などと考えるのは、現代国家の基本的対立をあいまいにする、空想的な考え方といわなければならない。⁽³⁰⁾

む す び

最後に、以上のような議会に関する原則的な観点を参考にしながら、日本の国会の問題を検討しなければならぬ。佐藤首相は一九六五年の自由民主党第十六回大会で、総裁として次のようなあいさつをのべた。

私は議會政治の運営に當つては、もとより寛容を旨とし、お互いに日本人としての立場に立つて野党の諸君ともよく話し合い正しい議會政治の發展に努力を傾ける。⁽³⁰⁾

また、この大会で決定された党の憲章にも次のような言葉がある。

われわれの政治に対する基本理念は、議會制民主主義の堅持とその正しい運営である。健全な議會制民主主義の理念に徹し、政治を独裁と専制から守るため、すべての国民は、民主社会の公民としての良識と教養を身につけ、政治家と政党は、国の基本方向につき、話し合いの広場を築きあげなければならない。それを推進するのがわれらのつとめである。

議會制民主主義は、多数決原理によつて運営されるべきであるが、少数意見もまた輕視してはならない。また自己を絶対化して相手を見無視する態度や、特定利益の代弁に終始する行動は、議會制民主主義と相容れない。⁽³¹⁾

この「言葉」はそのまま彼ら自らの暴挙を告発しているほどである。このように政府与党は一方では「民主主義」のお題目を唱えながら、他方ではますます「民主主義」を自らの行動によつて形骸化していく。国会はその重要な舞台となつてゐるのである。

また、現在の国会を非民主的暴挙によつて形骸化するとともに、他方では、憲法に違反した自衛隊をはじめ、軍事的官僚的機構、民主主義運動に対する抑圧機構を強化しているのである。こうして、国家諸機関の中での国会の地位を相対的に低下させるとともに、さらに、公然たる憲法改悪によつて、「国権の最高機関」という地位を「三権分立」を名として削除しようとしてゐるのである。

「三矢作戦」のように、事実上のクーデターも計画されている。小選挙区制の施行によつて、革新勢力の議會進出

を阻止し、多数独裁の体制を確保しようとする計画も進めている。このようなときに議会の民主主義を守るたたかいは、特に重要な意義をもつことは明らかである。その場合、公然たる政治闘争の場である選挙や、国会の演壇は、支配層が民主主義を破り、軍国主義と反動を強化している事実を、国民に訴えるための重要な場となるのである。こうして、院外のあらゆるかたちの大衆の統一行動が組織されるならば、これは、院内の闘争にも、さらに力を与え、自民党の暴挙を抑制する機能を果すであらう。

しかし、国会は今日の安保体制のもとでは、反動的支配の重要な機構の一つではあるが、その最高のものではない。だから民主勢力のすべての闘争を議会闘争に限定したり、議会闘争を最高の決定的な、その他すべての闘争形態を支配するものと考えらば、それは正しくはないであらう。より重要なことは、職場や地域の中に真の革新政党の組織をつくりあげ、労働者階級を中心とする強固な統一戦線の組織をはりめぐらすことである。このような実際の大量行動の組織を基礎として、多数の支持を獲得し、国会の議席を拡大していくことが必要である。しかし、すでにこのべたように、米日支配層は革新勢力が議会で安定した過半数をとることを妨害する、多くの手段をその掌中にしているのである。このような困難を認識し、それを克服していくだけの力量をそなえる着実な努力も、必要なのである。

注

- 1、Kelsen, Hans, *Das Problem des Parlamentarismus*, 1925 青山経済論集第九巻、第四号、小林孝輔訳
- 2、美濃部達吉「議会制度論」五二頁、日本評論社版
- 3、レーニン「社会革命派は革命の決算をどうつけているか、そして革命は社会革命派の決算をどうつけたか」レーニン全集第一五巻 三二四頁
- 4、レーニン「国家と革命」国民文庫版、六八頁

- 5、同書、六八頁
- 6、同書、七〇頁
- 7、レーニン全集 第一五卷 三二三頁
- 8、レーニン「共產主義内の「左翼主義」小児病」レーニン全集 第三一卷 二〇頁
- 9、レーニン「プロレタリア革命と背教者カウツキー」国民文庫版 八二頁
- 10、同書、八二頁
- 11、レーニン共產主義インタナショナル第二回大会「議會主義についての演説」レーニン全集 第三一卷 二四六頁〜二四八頁
- 12、マルクス「ルイボナバルトのブリュメール一八日」大月書店新書版 マル・エン選 第三卷 一五三頁
- 13、レーニン「国家と革命」前掲書 四三頁
- 14、マルクス「クレーゲルマン宛の手紙」マル・エン選集 第八冊 一九三頁
- 15、マルクス・エンゲルス「共産党宣言ドイツ語版への序文」マル・エン選集 第一冊 一五頁
- 16、レーニン「国家と革命」前掲書 一五二頁
- 17、レーニン 同書 六八頁
- 18、レーニン全集 第二四卷 一七二頁
- 19、レーニン「国家と革命」五三頁
- 20、レーニン 同書 一五三〜一五四頁
- 21、拙稿「マルクス主義国家理論の動向」岩波書店 講座「現代」第八卷所収
- 22、杉田正夫「転形期における現代資本主義」日本評論新社「現代帝國主義講座」第一卷 一一二頁
- 23、同書 一一三頁
- 24、前掲、拙稿参照
- 25、エンゲルス「權威論」マル・エン選集 第五冊 一五六頁

- 26、レーニン「國家と革命」前掲書 四八頁
- 27、レーニン「マルクス主義の戯画と『帝國主義的經濟主義』について」レーニン全集 第二三卷 四七頁
- 28、山口房雄他訳「ユーゴスラ社会主義」四〇頁参照
- 29、長州一二「現代マルクス主義論」一三二頁、弘文堂
- 30、自由民主党「わが党の基本方針」(昭和四〇年一月) 一月
- 31、同書 二六〇七頁